

令和2年2月1日より

ガソリンを携行缶で購入する場合は本人
確認等が必要となります！

消防法の改正により、令和2年2月1日からガソリンを携行缶で
購入する際は、ガソリンスタンドで「本人及び使用目的の確認」と
「販売記録の作成」が義務付けられました。

このため、ガソリンを携行缶で購入する場合は、

「運転免許証」「マイナンバーカード」「パスポート」などの公的機

関が発行する写真付きの本人確認資料が必要となります。



消防法の改正により、ガソリン
スタンド等で携行缶によるガソリン
の販売をする場合に必要となっ
た業務です。

警察からも本人確認や使用目的
の確認時に拒否するなど不審な対
応があった場合は、通報の協力も
行うことになっておりますので、
お手数ですがご理解とご協力をお
願いします。